

株式納税猶予制度 活用事例解説(第2回)

公認会計士：佐伯 誠

目	次
はじめに.....	44
Q 1 先代経営者以外の者から後継者へ 株式納税猶予制度を適用した贈与が 可能な期間.....	45
Q 2 先代経営者以外の者から後継者へ 株式納税猶予制度を適用した相続等 が可能な期間.....	54
Q 3 先代経営者以外の者からの贈与が 既に実行されている場合における、 他の先代経営者以外の者から後継者 へ株式納税猶予制度を適用した贈与 が可能な期間.....	55

はじめに

株式納税猶予制度活用事例解説の第1回(本誌2020年4月号)では、一の会社において、複数の後継者が、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等(措法70の7の5等。以下「特例制度」という。)*¹の適用を受けるパターンについて解説したが、第2回となる今回は、一の

会社において、複数の者からの贈与又は相続・遺贈(以下「相続等」という。)について、一の後継者が特例制度の適用を受けることができる期間について解説する*²。

なお、以下本文において、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等(措法70の7等。以下「一般制度」という。)*³と特例制度を併せて「株式納税猶予制度」ということとする。

*¹ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(措法70の7の6)、非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例(措法70の7の7)及び非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(措法70の7の8)を含む。

*² 関連規定を適宜記載しているが、かつこ書の規定は、被準用規定を表している。

例：……となっている(措法70の7の5②三(同法70の7②八))。

⇒ 租税特別措置法70条の7の5第2項3号が、同法70条の7第2項8号を準用していることを表している。

*³ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(措法70の7の2)、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例(措法70の7の3)及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(措法70の7の4)を含む。

また、本稿は、令和2年4月1日時点において施行されている法律等に基づいて解説している。このため、今後の法律改正に

よっては、本稿の内容に変更が生じる可能性があることを付言しておく。

Q₁

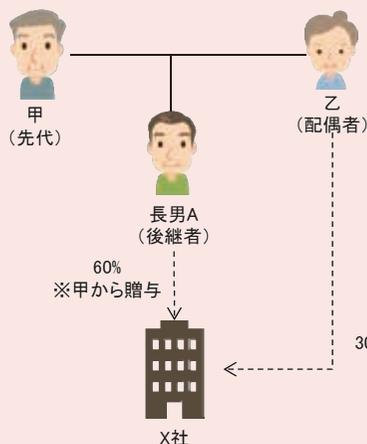
先代経営者以外の者から後継者へ株式納税猶予制度を適用した贈与が可能な期間

X社の株主構成と親族関係その他の前提は、**図表1**のとおりである。

令和元年12月1日に、先代経営者甲から後継者AへX社株式の60%の贈与を実行し、Aはその贈与につき、特例制度の適用を受けた。

乙（甲の配偶者）が保有する同社株式の30%についても、今後Aに贈与する予定であるが、Aが特例制度の適用を受けるためには、乙はいつからいつまでに贈与したらよいか。

図表1 X社の親族関係及び資本関係等



【前提】

- ・甲からAへの贈与は、令和元年12月1日に実行した。
- ・乙は、X社の代表取締役役に就任したことはない。

【備考】※図表12においても同様。

- ・図表内の点線及び数字は出資関係及び議決権割合を示している。
- ・実線は、親族関係を示している。

A

甲からAへの贈与の日の翌日以降^{*4}、その贈与に係る特例経営贈与承継期間の末日までに申告期限が到来する贈与が、特例制度の対象となる（措法70の7の5①、措令40の8の5①二）。

当面の間、甲及びAに相続が発生しないことを前提とした場合、乙は、令和元年12月2日から令和6年12月31日までに、X社株式を贈与することが必要である。

*4 厳密には、甲からAへの贈与の日でもよいが、甲からAへの贈与の後であることが必要である。詳細は解説を参照されたい。

1 先代経営者以外の者からの贈与 についての特例制度の適用

(1) 趣旨・効果

先代経営者（代表権を有する者又は代表権を有していた者）から後継者への自社株式の贈与について、後継者が特例制度の適用を受けている（又は受けようとしている）場合においては、先代経営者以外の者（代表権を有したことがない者）から後継者への自社株式の贈与についても、特例制度の適用を受けることができる（措法70の7の5①、措令40の8の5①二等）。

一般的に、株式が分散している非上場会社においては、オーナー経営者に株式（議決権）を集約させ、ガバナンスを強化する

ことが望まれる。しかし、現株主が保有する自社株式を、後継者が贈与により取得する場合には、後継者に贈与税の負担が生じることになる。

このため、特例制度では、先代経営者以外の者から後継者への自社株式の贈与についても、後継者の税負担軽減を図ることができるように措置されており、事業承継を機に、後継者によるガバナンス強化も図ることができるようになっている*5。

(2) 要件の概要

先代経営者以外の者から後継者への自社株式の贈与について、特例制度の適用を受けるための要件の概要は、**図表2**のとおりである*6。

図表2 特例制度の適用を受けるための要件の概要（先代経営者以外の者からの贈与）

区分	要件の概要
先代経営者以外の者 (贈与者)	<ul style="list-style-type: none">・ 一定の期間内に承継を実行すること*1・ 議決権に制限のない株式の贈与であること（措法70の7の5①）・ 贈与株式数に関する要件を満たしていること（措法70の7の5①―二）・ 贈与時に会社の代表者でないこと（措令40の8の5①二）・ 特例制度の適用を受けた贈与を行っていないこと（措法70の7の5①）
後継者	先代経営者から後継者への自社株式の贈与と基本的に同様の要件*2
会社	

※1 詳細は、次の2にて解説する。

※2 先代経営者以外の者から後継者への自社株式の贈与时点を基準に各要件を満たしているかを判定する。

(3) 承継方法の類型

上記(1)及び(2)では、先代経営者からの承継及び先代経営者以外の者からの承継が、いずれも贈与であることを前提に記述して

いるが、株式納税猶予制度は自社株式の承継毎に適用されることから、先代経営者からの承継が贈与であったとしても、先代経営者以外の者からの承継は相続等でもよい。

*5 一般制度も同様の措置があるが、「後継者の保有する議決権数が総株主等議決権数の2/3に達するまで」という上限が設定されているため、特例制度よりは集約できる株式数が限定される（措法70の7①かっこ書）。

*6 個々の要件の内容については、塩野入文雄他「Q&A贈与税・相続税の事業承継税制の実務詳解」（大蔵財務協会 2019年）309頁以降を参照されたい。

逆に、先代経営者からの承継が相続等であったとしても、先代経営者以外の者からの承継は贈与でもよい（措法70の7の5①、同法70の7の6①）。

なお、特例制度において、贈与の場合は租税特別措置法70条の7の5が適用され、相続等の場合は同法70条の7の6が適用される。このため、各承継について適用される規定には留意が必要である。

2 一定の期間

(1) 一定の期間の起点

イ 概要

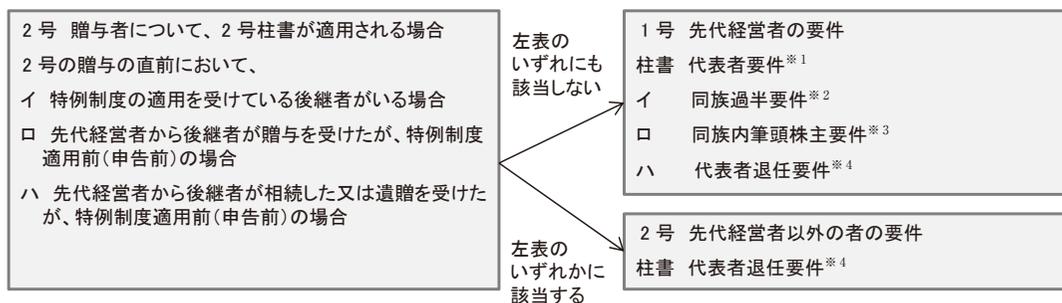
先代経営者以外の者から後継者への自社株式の贈与について、後継者が特例制度の適用を受けるためには、租税特別措置法施行令40条の8の5第1項1号及び2号の関係から、先代経営者から後継者への株式の贈与の後に、先代経営者以外の者から後継者へ自社株式の贈与を実行することが必要である。租税特別措置法施行令40条の8の

5第1項1号及び2号の関係及び内容は、**図表3**のとおりである。

なお、「先代経営者以外の者」の要件を規定する租税特別措置法施行令40条の8の5第1項2号では、「……贈与の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する者がある場合」（**図表3**の左側のイ～ハの場合）となっているのに対し、「贈与」の要件を規定する租税特別措置法70条の7の5第1項では、「平成三十年一月一日から令和九年十二月三十一日までの間の最初^{*7}のこの項の規定の適用に係る贈与……の日から」となっている。

このため、各贈与は、同日であっても、先代経営者以外の者からの贈与が先代経営者からの贈与より時間的に後であればよいと考えられるが、その先後関係をどのように記録しておくかという論点が生じるため、先代経営者以外の者からの贈与の起点は、先代経営者からの贈与の日の翌日と捉えた方が実務的と考えられる。

図表3 措置法施行令40条の8の5第1項1号及び2号の関係及び内容^{*8}



※1 会社の代表権を有していたこと。

※2 先代経営者及びその特別関係者で、会社の総株主等議決権数の過半数を保有していること。

※3 先代経営者の特別関係者で、後継者となる者を除き、最も多くの議決権数を保有していること。

※4 贈与の時に、会社の代表者を退任していること。

^{*7} ここでいう「最初」は、その冠詞に「当該特例経営承継受贈者の」がないことから、一の会社における「最初」を指す。
*10と比較されたい。

^{*8} 前出*6 301頁の図表113を一部加工

□ 本問における一定の期間の起点

先代経営者甲から後継者Aへの贈与日が令和元年12月1日であることから、その贈与の翌日である令和元年12月2日が、甲の配偶者乙から後継者Aへの贈与の起点となる。

(2) 一定の期間の終点

イ 概要

特例経営贈与承継期間の末日までの間に、贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与までである（措法70の7の5①）*9。

なお、一の会社における最初の贈与（先代経営者からの贈与）は、平成30年1月1

日から令和9年12月31日までに行う必要があるが（措法70の7の5①かっこ書）、先代経営者以外の者からの贈与が特例制度の対象となる期間は、この期間に限定されている訳ではない。最初の贈与（先代経営者からの贈与）の時期によっては、先代経営者以外の者からの贈与の日が令和10年1月1日以降であっても、特例経営承継贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与であれば、特例制度の対象となる可能性がある。

特例経営贈与承継期間の意義と機能は、**図表4**のとおりである。

図表4 特例経営贈与承継期間の意義と機能

<p>【意義】 租税特別措置法70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から、次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者（後継者）若しくは当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者（先代経営者又は先代経営者以外の者）の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう（措法70の7の5②七柱書）。</p> <p>① 当該特例経営承継受贈者の最初の*10租税特別措置法70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日（措法70の7の5②七イ）</p> <p>② 当該特例経営承継受贈者の最初の*11租税特別措置法70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日（措法70の7の5②七ロ）</p>
<p>【機能】</p> <p>Ⓐ 先代経営者以外の者からの贈与・相続等が特例制度の対象となる期間の判定基準</p> <p>Ⓑ 特例制度の適用を受けることで猶予された税額について、その猶予の期限が確定する事由（以下「確定事由」という。）及び猶予された税額について、後継者が免除を受けることができる事由（以下「免除事由」という。）の判定基準</p>

上述のとおり、特例経営贈与承継期間の末日は、特例制度の適用後に、贈与者又は

後継者に相続が発生したかどうか、その相続開始日がいつかによって異なることにな

*9 特例経営贈与承継期間の末日は、贈与日の期限ではなく、贈与税の申告書の提出期限の到来期限であることに留意が必要である。なお、一の会社において、後継者が複数いる場合で、各後継者が最初に贈与を受ける年が異なるケースにおいては、先代経営者以外の者からの贈与が特例制度の対象となる期間及び各後継者の特例経営贈与承継期間について慎重に検討する必要がある。このケースの事例解説は次回以降行う予定である。

*10 ここでいう「最初」は、その冠詞に「当該特例経営承継受贈者の」があることから、後継者毎の「最初」を指す（国税庁資産課税課 資産課税情報 第20号「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置等に関する質疑応答事例について（情報）」平成30年12月19日 問15の（解説）3. を参照。）。*7と比較されたい。

*11 前出*10参照

る。このため、以下、場合分けして具体的に解説する。

□ 本問における一定の期間の終点

(イ) 甲又はAに相続が発生していないケース

a. 特例経営贈与承継期間の末日

後継者Aへの自社株式の最初の承継は贈与であることから、特例経営贈与承継期間の末日は、上記図表4の①に基づき、図表5のように決定される。

図表5 後継者Aの特例経営贈与承継期間（甲Aに相続が発生していない場合）

甲からAへの贈与日	左記贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日 (特例経営贈与承継期間の起点)	左記以後5年を経過する日 (特例経営贈与承継期間の末日)
令和元年12月1日	令和2年4月17日*	令和7年4月16日

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月6日付で、国税庁より「国税通則法施行令第3条第2項の規定に基づき国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件（国税庁告示第1号）」が告示されたことに伴い、令和元年（平成31年）分の贈与に係る贈与税の申告期限が令和2年4月16日に延長されたため、申告期限の翌日は4月17日となる。

b. 上記aまでに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与
特例経営贈与承継期間の末日である
令和7年4月16日までに贈与税の申告

書の提出期限が到来する最も遅い贈与は、令和6年1月1日から同年12月31日までの贈与となる（図表6参照）。

図表6 特例経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する最も遅い贈与（甲Aに相続が発生していない場合）

右記申告書の対象となる贈与日	令和7年4月16日までで最も遅い贈与税の申告書の提出期限
令和6年1月1日～同年12月31日	令和7年3月17日*

※ 令和7年3月15日は土曜日のため、17日が期限となる。

なお、平成31年度（令和元年度）税制改正により、「特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与」における提出期限については、租税特別措置法69条の8第3項又は国税通則法10条若しくは同法11条の規定により提出期限が延長された場合であっても、延長前の提出期限によることが明確化されている（措法70の7の5①かっこ書）。

このため、令和6年分の贈与に係る

贈与税の申告書の提出期限が、今後、何らかの事情により延長されたとしても、先代経営者以外の者からの贈与の実行期限は延長されないことに留意が必要である。

c. まとめ

甲又はAに相続が発生していないケースにおける、一定の期間（乙からの贈与について特例制度の対象となる期間）は、図表7のように整理される。

図表7 乙からの贈与が特例制度の対象となる期間（甲Aに相続が発生していないケース）



※ 令和をRと表記している。

(ロ) 甲又はAに相続が発生したケース（令和7年4月16日以前に相続開始）

a. 特例経営贈与承継期間の末日

上記(イ)のケースにおける特例経営贈与承継期間の末日（令和7年4月16日）以前に、甲又はAのいずれかに相続が発生した場合には、特例制度により猶予された贈与税について、免除を受けることができることから（措法70の7の5⑪（同法70の7⑮一及び二））、特例経営贈与承継期間の末日は、前記図表4に記述した【意義】に基づき、「その相続が発生した日の前日まで」となる。

仮に、令和6年11月30日に甲に相続

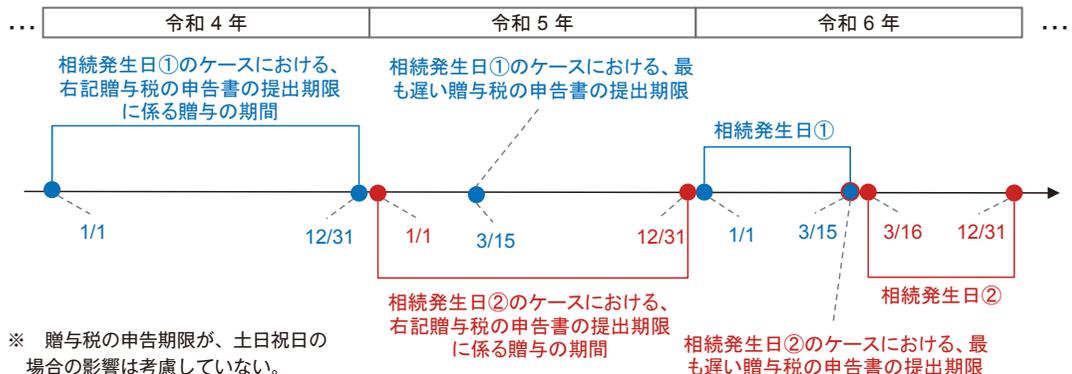
が発生した場合においては、特例経営贈与承継期間の末日は、令和6年11月29日となる。

b. 上記aまでに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与

特例経営贈与承継期間の末日である、甲又はAに相続が発生した日の前日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する最も遅い贈与は、図表8のように整理される。

仮に、令和6年11月30日に甲に相続が発生した場合においては、令和5年分まで（贈与税の申告書の提出期限が令和6年3月15日分まで）の贈与となる。

図表8 特例経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する最も遅い贈与（甲Aに相続が発生した場合）



※ 贈与税の申告期限が、土日祝日の場合の影響は考慮していない。

c. まとめ

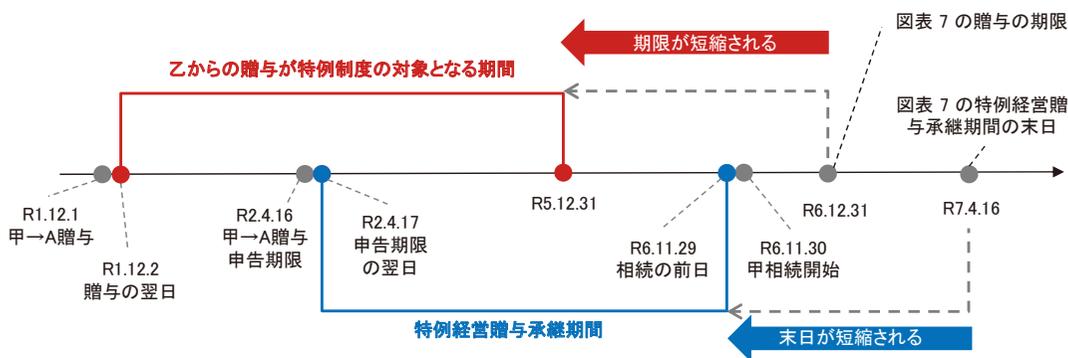
令和6年11月30日に甲に相続が発生したと仮定した場合における、特例経営贈与承継期間及び乙からの贈与が特例制度の対象となる期間は、**図表9**のように整理される。

甲に相続が発生した後に、乙が贈与を実行したとしても、乙からの贈与について特例制度の適用を受けることは

できないことになるため、留意が必要である。

なお、甲に相続が発生した場合、通常、後継者は、非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の8）の適用を受ける場合が多いと思われる。この場合については、次のd. を参照されたい。

図表9 乙からの贈与が特例制度の対象となる期間（令和6年11月30日に甲に相続が発生したケース）



※ 令和をRと表記している。

d. 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の8）の適用をAが受ける場合

(a) 乙からの贈与が特例制度の対象となる期間

この場合においては、乙からの贈与が特例制度の対象となる期間は、結果的には、前記(i)と同様になると考えられる。

上記 a から c のとおり、一旦は、甲の相続開始により特例経営贈与承継期間が短縮されるものの、租税特別措置法70条の7の8第1項の適用

に伴い、特例経営相続承継期間（措法70の7の8②五）が開始することになる。

このため、前記図表4の(b)に記述した、確定事由及び免除事由の判定基準としての期間が改めて開始することになる（措法70の7の8③⑪⑫）。

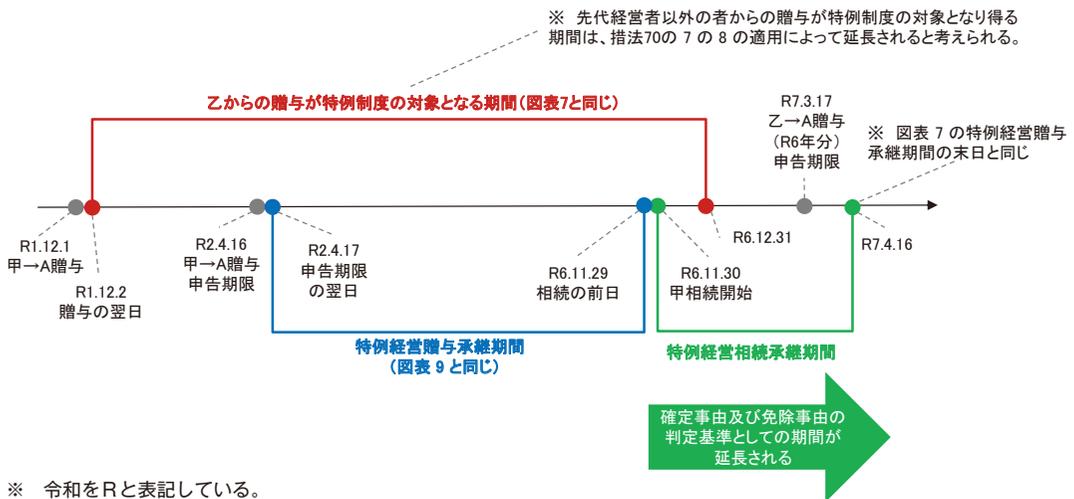
また、同(a)に記述した先代経営者以外の者からの贈与・相続等が特例制度の対象となる期間の判定基準としての期間も、確定事由及び免除事由の判定基準としての期間との兼ね合い及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経

「当承継円滑化法」という。)との兼ね合いから、改めて開始することになると考えられる(根拠規定については、次の(b)及び(c)にて解説しているので、そちらを参照されたい。)

上記図表9のケースにおいて、Aが非上場株式等の特例贈与者が死亡

した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(措法70の7の8)の適用を受ける場合における、後継者Aの特例経営贈与承継期間、特例経営相続承継期間及び乙からの贈与が特例制度の対象となる期間は、図表10のように整理される。

図表10 乙からの贈与が特例制度の対象となる期間(甲の相続開始に伴い措法70の7の8の適用を受けるケース)



※ 令和をRと表記している。

(b) 経営承継円滑化法の根拠規定の整理

第二種特例贈与(先代経営者以外の者からの贈与。円規6①十三)の要件として、その贈与に係る贈与税の申告書の提出期限が、第一種特例贈与(先代経営者からの贈与。円規6①十一)に係る認定の有効期限(第一種特例贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日)までに到来する贈与であることが求められている(円規8②)。

ここで、第一種特例贈与者(先代

経営者)の相続開始は、第一種特例贈与に係る認定の取消事由に該当しないことから、第一種特例贈与者(先代経営者)の相続開始によって、第一種特例贈与に係る認定の有効期限は短縮されないことになる(円規9⑥参照)。

このため、経営承継円滑化法上は、第一種特例贈与者(先代経営者)の相続開始時において、第一種特例贈与に係る認定の有効期限がまだ到来していない場合には、その認定の有効期限までに贈与税の申告書の提出

期限が到来する贈与であれば、第一種特例贈与者（先代経営者）の相続開始後であっても、第二種特例贈与の要件を満たすことになる。

(c) 租税特別措置法の根拠規定の整理

先代経営者以外の者からの贈与の要件が適用される場合を規定している租税特別措置法施行令40条8の5第1項二号イでは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の5）の適用を受けている後継者がいる場合だけでなく、非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の8）の適用を受けている後継者がいる場合も含まれている。

このことから、非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の8）の適用を受けている場合であっても、先代経営者以外の者からの贈与が可能な場合があることがうかがえる。

ただし、先代経営者以外の者から

の贈与が特例制度の対象となる期間を規定している租税特別措置法70条の7の5第1項においては、「特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限る」という内容に留まっており、「後継者が同法70条の7の8の適用を受ける場合には、同法70条の7の5第1項のうち、『特例経営贈与承継期間』と読替える」ような規定も見当たらないため、非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の8）の適用を受けている場合において、先代経営者以外の者からの贈与がいつからいつまで可能なのかについては、不明確となっている。

(ハ) 令和7年4月16日より後に甲又はAに相続が発生したケース

甲又はAの相続開始日より前に、前記**図表4**の①の日が到来しているため、前記(イ)と同様である。

Q2

先代経営者以外の者から後継者へ株式納税猶予制度を適用した相続等が可能な期間

X社の株主構成と親族関係その他の前提は、前記Q1の図表1と同様である。

令和元年12月1日に、先代経営者甲から後継者AへX社株式の60%の贈与を実行し、Aはその贈与につき、特例制度の適用を受けた（ここまではQ1と同様。）。

乙（甲の配偶者）が保有するX社株式の30%については、諸事情によりAが贈与を受けることができず、Aは相続により取得することが見込まれる。この相続による取得について、Aが特例制度の適用を受けることができるのは、いつからいつまでか。

A

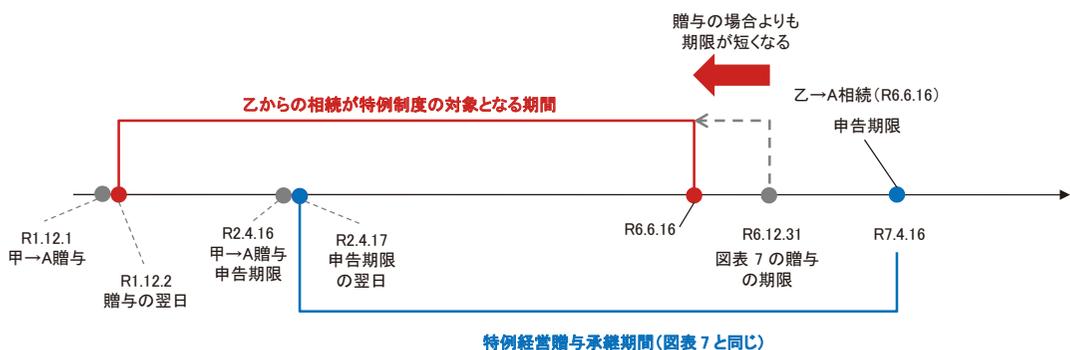
甲からAへの贈与の日の翌日以降^{*12}、その贈与に係る特例経営贈与承継期間の末日までに申告期限が到来する相続等が、特例制度の対象となる（措法70の7の6①、措令40の8の6①二）。

当面の間、甲及びAに相続が発生しないことを前提とした場合、令和元年12月2日から令和6年6月16日までに乙の相続が開始した場合に限られる。

先代経営者以外の者からの自社株式の相続等について、後継者が特例制度の適用を受ける場合は、租税特別措置法70条の7の6が適用されるが、考え方は、Q1と同様である。

ただし、相続税の申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月であるため（相法27①）、贈与の場合と比較すると、特例制度の対象となる相続等の期限は短くなる（図表11参照）。

図表11 乙からの相続が特例制度の対象となる期間



※ 令和をRと表記している。

*12 前出*4参照

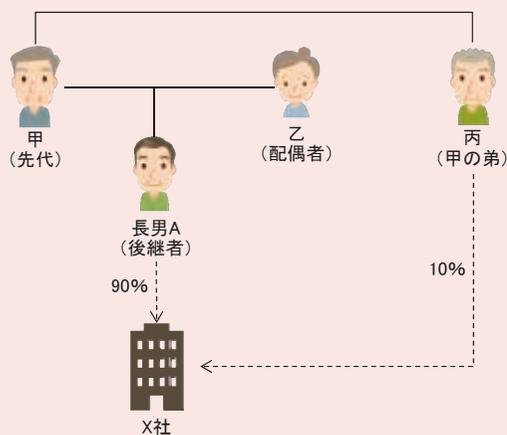
Q3

先代経営者以外の者からの贈与が既に実行されている場合における、他の先代経営者以外の者から後継者へ株式納税猶予制度を適用した贈与が可能な期間

前記Q1の図表1のX社において、乙はAに令和2年4月1日にX社株式30%の贈与を実行しており、この贈与について、Aは特例制度の適用を受ける予定である（図表12参照）。

丙（甲の弟）が保有する同社株式の10%についても、今後Aに贈与する予定であるが、丙からの贈与について、Aが特例制度の適用を受けるためには、丙はいつまでに贈与したらよいか。

図表12 X社の親族関係及び資本関係等（乙の贈与後）



【前提】

- ・甲からAへX社株式60%の贈与を、令和元年12月1日に実行した。
- ・乙からAへX社株式30%の贈与を、令和2年4月1日に実行した。
- ・甲からの贈与について、Aは特例制度の適用を受けている。
- ・乙からの贈与についても、Aは、特例制度の適用を受ける予定である。
- ・丙は、X社の代表取締役役に就任したことはなく、配偶者と子はいない。
- ・当事者に相続は発生していない。

A

Q1と同様である。

Q1の解説を参照されたい。

乙の贈与が令和2年4月1日に実行されたとしても、先代経営者以外の者からの贈与が特例制度の対象となる期間に影響はない^{*13}。

なお、本事例とは異なるが、Aが乙の相

続によりX社株式を取得し、その相続につき租税特別措置法70条の7の6の適用を受けていた場合でも、丙からAへの贈与が特例制度の対象となる期間は、Q1と同様である。

また、丙からの遺贈により、AがX社株式を取得する場合において、その遺贈が特例制度の対象となる期間は、Q2と同様である。

*13 確定事由及び免除事由の判定基準としての特例経営贈与承継期間についても同様に、乙の贈与による影響はない。

おわりに

今回は、一の会社において、複数の者からの贈与又は相続等について、一の後継者が特例制度の適用を受けることができる期間について解説したが、その期間については、上記で解説したとおり、期限があるため、先代経営者以外の者からの承継についても、計画的に行う（すなわち贈与による）ことが望まれる。また、将来、不測の事態が起こる可能性も考慮すると、先代経営者からの承継後、すぐに先代経営者以外の者からの贈与を実行した方が安全と考えられる。

今回は、一の会社における後継者が1人の場合を前提として事例解説を行ったが、

一の会社における後継者の複数の場合についての事例解説を次回以降行う予定である。

(以上)



佐伯 誠
(さえき・まこと)

野村資産承継研究所
副主任研究員

- ◆**経歴** 有限責任あずさ監査法人等を経て現職。
公認会計士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 副主任研究員
- ◆**雑誌寄稿** 税理2017年3月臨時増刊号『非上場株式の評価ガイドブック』
- ◆**共著** 「Q & A 贈与税・相続税の事業承継税制の実務詳解」(大蔵財務協会)